

誓約書

私は、令和元年8月29日に大隅肝属地区消防組合が実施する物品売却に係る入札の参加申込に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当しないこと。
- 3 当該入札に際し、売買契約条件及び入札説明等すべて承知の上で参加するので、後日これらの事柄について大隅肝属地区消防組合に対し一切の異議、苦情等を申し立てないこと。
- 4 落札した場合は、大隅肝属地区消防組合が発行する納入通知書により現金で即日納付すること。

令和 年 月 日

大隅肝属地区消防組合管理者 中西 茂 様

(申請者氏名)

印

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）より抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。